薬生食輸発0627第3号 令和元年6月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (タイ産ドリアンのプロシミドン及び台湾産養殖鰻のフェニトロチオン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和元年6月18日付け薬生食輸発0618第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、タイ産ドリアンの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、タイ産ドリアンのプロシミドンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

また、本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3から台湾産養殖鰻のフェニトロチオンの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、これまでに当該検査項目のみをもって食品衛生法違反と判定していた貨物であって、輸入者より積み戻し等の措置完了報告を受けていないものについては、輸入者に対し、別紙1に示す書面により通知し、当該基準の改正内容について説明するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
				輸出者及び包装者
令和元年	タイ	ドリアン及びその加工品	残留農薬	SIAM EXPORT MART
6月27日		(簡易な加工に限る。)	(プロシミドン)	COMPANY LIMITED